

総合特区制度での柏市における規制の特例措置について

経緯

- 総合特区制度とは、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する制度(平成23年度から実施)。
- 平成23年8月頃に柏市が、総合特区制度の特例を受けるため「柏の葉キャンパス特区」を提案し、有識者会議の評価等を経て、平成23年12月に特区として指定がなされた。
- 指定がなされた後、柏市が特区の提案の中で要望していた「訪問リハビリテーション事業所について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施を可能とする」という項目等について、厚生労働省と柏市で協議を行ってきた。今般協議が調ったため、特例措置を認めることとなった。

規制の特例措置の内容

○ 訪問リハビリテーションに関する特例

サービスの質や安全性を確保するために、一定の要件(※)を満たした場合に、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設許可を緩和する。

○ 居宅療養管理指導に関する特例

サービスの質や安全性を確保するために、一定の要件(※)を満たした場合に、歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行うことを認める。

※ 「一定の要件」については、サービスの質や安全性を担保するため、厚生労働省が定める事務連絡等を踏まえ、柏市が定める。その要件を満たすと柏市が判断した場合にのみ、特例措置の適用を受けることができる仕組みとなっている。

※ なお、この規制の特例措置は、千葉県柏市のみで実施される予定。他の地域がこの特例の適用を受けるには、総合特区の地域の指定を受け、その特区が設定する政策課題と合致していることが確認され、厚生労働省の同意を得、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。

今後のスケジュール

平成25年度 柏市において事業開始(予定)
※平成25年3月4日 特例省令公布、特例通知発出

「総合特区制度」の概要

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2)税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

○国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

②地域活性化総合特区

○地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
⇒ 地域の志のある資金を結集

(3)財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H24予算:138.4億円) <H25予算案124億円>

(4)金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設 (H24予算1.6億円) <H25予算案2.9億円>